

1. 浜松市下水道事業の平成11年度決算並びに管理運営について

目次

第1章 監査の対象とした特定事件及びその概要

1. 浜松市下水道事業の概要
 - (1) 下水道事業の設立の経緯
 - (2) 下水道事業の財政状況
 - (3) 下水道事業の損益状況

第2章 外部監査の概要

1. 外部監査対象
2. 外部監査対象期間
3. 外部監査の方法
 - (1) 外部監査の着眼点
 - (2) おもな監査手続き
4. 外部監査の実施期間

第3章 外部監査の結果

1. 有形固定資産の管理について
 - (1) 構築物，機械及び装置について
 - (2) 建設仮勘定について
 - (3) その他有形固定資産について
 - (4) 減価償却について
 - (5) 受贈資産の減価償却について
 - (6) 土地の管理について
2. 受益者負担金について
3. 薬品の管理について
4. 一般会計からの繰入金について
5. 委託業務について
6. 下水道事業の管理運営について
 - (1) 受益者負担金の奨励金について
 - (2) 下水道使用料の延滞金について
 - (3) 職員給与の「特殊勤務手当」について

第4章 利害関係

第1章 監査の対象とした特定事件及びその概要

1. 浜松市下水道事業の概要

(1) 下水道事業の設立の経緯

浜松市の公共下水道事業は、昭和34年に旧市街地の区域について都市計画事業の認可を受け、下水道事業に着手した。

昭和38年に第一次下水道整備5ヶ年計画を策定し、昭和41年に通水が開始され、公共下水道による下水処理の第一歩が踏み出された。

昭和52年度には西遠流域下水道関連公共下水道事業が認可され、5カ年計画は、その後改定され、平成12年度現在は平成8年度を初年度とする第4次総合計画推進計画による整備が行われている。

この間、普及率は急速に拡大し、平成12年度末現在、総人口584,779人に対し普及人口は、407,330人(普及率69.7%)計画排水面積9,189haに対し現在排水面積は6,792ha(普及率73.9%)に達している。

特に、平成7年度より最近5年間の普及率の伸びは16.4%と急伸している。

また、昭和43年度より特別会計から地方公営企業法による企業会計に移行し、現在に至っている。

(2) 下水道事業の財政状況

下水道事業は、多額の設備投資が必要であり、その資金調達は国、県等の補助金と市の企業債の発行によって賅っている。

借入金の償還は事業の当期利益と投資した固定資産の減価償却費が財源である。

下水道事業の企業債残高

浜松市下水道事業は、平成11年度末現在、下水道の普及率は、69.7%となり、平成4年度46.2%から8年間、普及率の上昇は毎年3%のスピードとなっている。

この設備資金は、大部分を企業債の発行に依存しており、借入金残高は(別表1)のとおり最近5年間だけでも396億円増加して、平成11年度末残高1,337億円、浜松市全市債の31.7%に達し、市の他部門に比べて最も多額となっている。

(別表1) 浜松市 最近5年間の下水道事業の企業債残高の推移

(金額の単位 億円と%)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
A 企業債残高	941億円	1,040	1,133	1,236	1,337
B 浜松市市債残高	3,595億円	3,772	3,910	4,121	4,217
A / B	26.1%	27.5%	28.9%	29.9%	31.7%

下水道事業の経営比率（負債）

浜松市下水道事業の総資本は、平成 11 年度末 2,341 億円であり、企業債 1,337 億円の比率は 57%と年々増大している。

また、投資された有形固定資産は、2,018 億円となり、総資本の 86.2%である。

（別表 2）から自己資本比率、総資本比率、負債比率、固定長期適合率等の推移は、最近 5 年間ですべて悪化している。

企業債の償還は、投資した固定資産の減価償却費と当期利益が主な財源であるが、現実には欠損であり、市から毎年欠損金の補填を受けているので、実質の償還財源を主に減価償却費とすると、平成 11 年度では、償還金と減価償却費の比率が 98.2%となっており、財源としてはもうぎりぎりのところにきている。

（別表 2） 浜松市 最近 5 年間の経営比率（負債）

（単位 %）

	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
1 自己資本比率	41.6%	40.7	40.4	39.6	39.6
2 対総資本比率	54.9%	55.8	56.9	57.1	57.2
3 負債比率	1.32%	1.37	1.40	1.44	1.44
4 固定長期適合率	172.8%	170.5	168.5	167.2	167.2
5 利子負担率	4.9%	4.7	4.5	4.1	3.9
6 企業債償還額対財源比率	72.8%	74.9	84.2	92.9	98.2

1. $(\text{資本の部} - \text{借入資本}) \div \text{総資本}$ 【数字 大きい=良い】
2. $\text{借入資本} \div \text{総資本}$ 【小さい=良い】
3. $\text{固定負債} + \text{借入資本} \div (\text{資本の部} - \text{借入資本})$ 【小さい=良い】
4. $\text{固定資産} - \text{借入資本}$ 【大きい=良い】
5. $(\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}) \div (\text{固定負債} + \text{借入資本})$ 【小さい=良い】
6. $\text{当年度企業債償還額} \div (\text{減価償却費} + \text{当期利益})$ 【小さい=良い】

他の中核都市との比較

公営企業法を適用している他の中核都市 8 市と負債に対する経営比率を比較した。（「別表3」参照）

浜松市の負債の経営比率は、8 市の中で、自己資本比率、総資本比率、負債比率、固定資産長期適合率について最下位である。

企業償還の財源比率でも 7 位で、借入金利子だけが最も低い利率である。

浜松市下水道事業の財政状況は極めて厳しく、かつ、今後の普及率の推進を考えると財政健全化のため効率化、合理化が求められる。

（別表3）8中核都市（公営企業法適用）の経営比率

（単位 %）

	自己資本比率 大きい(良い)	対総資本比率 小さい(良い)	負債比率 小さい(良い)	固定資産 長期適合率 大きい(良い)	利子負担率 小さい(良い)	企業償還額 対財源比率 小さい(良い)
1 浜松市	39.6 (8)	57.2 (8)	1.44 (8)	167.2 (8)	3.9 (1)	98.2 (7)
2 静岡市	42.8	55.7	1.30	174.3	4.7	61.9
3 豊橋市	50.2	46.9	0.95	206.4	4.8	107.0
4 岐阜市	41.2	53.6	1.30	174.4	4.4	85.2
5 長野市	44.8	53.2	1.19	179.5	4.3	82.0
6 金沢市	43.5	53.1	1.21	179.4	4.3	97.6
7 堺市	42.3	55.3	1.30	176.4	3.9	69.1
8 鹿児島市	53.9	45.1	0.83	214.0	5.6	83.5

資料 - 地方公営企業年鑑(平成10年度),但し浜松市(平成11年度)
都市の順位を示す

年次比較貸借対照表（別表4）

(単位 百万円)

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
資産 の 部	1. 固定資産	162,663	177,429	191,054	206,750	223,695
	(1) 有形固定資産	147,087	158,511	170,691	185,414	201,831
	(2) 無形固定資産	9,043	9,422	9,787	10,408	11,279
	(3) 建設仮勘定	6,530	9,492	10,573	10,925	10,582
	(4) 投資	2	2	2	2	2
	2. 流動資産	8,623	8,947	8,031	9,725	10,426
	(1) 現金預金	3,796	5,288	3,735	5,739	6,279
	(2) 未収金	4,817	3,649	4,286	3,976	4,137
	(3) その他	9	9	9	9	9
	資産合計	171,287	186,376	199,086	216,475	234,122
負債 の 部	3. 固定負債	0	0	0	453	331
	(1) 長期未払金	0	0	0	453	331
	4. 流動負債	5,843	6,465	5,235	6,654	7,309
	(1) 未払金	5,802	6,426	5,178	6,598	7,277
	(2) その他	40	39	56	56	32
負債合計	5,843	6,465	5,235	7,108	7,641	
資本 の 部	5. 資本金	102,509	112,526	121,937	132,356	142,648
	(1) 自己資本金	8,370	8,474	8,586	8,727	8,919
	(2) 借入資本金	94,139	104,051	113,350	123,629	133,729
	6. 剰余金	62,934	67,383	71,914	77,010	83,832
	(1) 資本剰余金	62,934	67,383	71,914	77,010	83,832
	うち当期利益	0	0	0	0	0
	資本合計	165,444	179,910	193,851	209,367	226,481
負債資本合計	171,287	186,376	199,086	216,475	234,122	

(3) 下水道事業の損益状況

下水道事業の損益状況は、損益計算書上では「ゼロ」となっているが、実質損益は欠損である。

欠損金は、市が毎年度一般会計より全額補填しているため損益「ゼロ」となっている下水道事業の損益は、雨水処理にかかる費用は、公費負担として市が負担し、また高資本対策等の負担も市が行うものとされ、それ以外の汚水処理に対する費用は、本来すべて受益者である下水道使用者が使用料として負担すべきである。

しかし、普及率のスピード化が早く、投資コストを全額下水道使用料で回収することが難しいため、長期的に回収する期間まで市が負担しているのが現状である。

汚水処理費用を使用料で賄いきれない差額が、実質欠損金である。

浜松市下水道の実質欠損金は、最近5年毎年間減少している。

(別表7) 損益計算書参照

使用料単価と処理単価の推移

処理費用は、維持費として管渠費、ポンプ場費、浄化センター費、業務費等で、資本費として企業債利息、減価償却費等がある。

使用料と処理費用との不足額は、普及率の上昇と使用量の増加で減少しているが、平成11年度末現在まだコストの64%の回収にすぎず、その差額が実質欠損となり、市が負担している。

使用料は、平成8年度に改定されて以降据え置きとなっているが、処理単価は、平成9年度をピークに改善されてきている。

(別表5) 浜松市 最近5年間の使用料単価と処理単価の推移

(単位 百万円と円と千m)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
1 総使用料金	3,630 百万円	4,667	5,260	5,531	5,690
2 総処理原価	7,427 百万円	7,945	8,446	8,642	8,805
3 総有収水量	44,097 千m	46,018	47,532	50,072	51,931
4 使用料単価 (1÷3)	82.32 円	101.42	110.67	110.46	109.57
5 処理単価 (2÷3)	168.42 円	172.66	177.69	172.60	169.56
6 不足額 (4-5)	-86.10 円	-71.24	-67.02	-62.14	-59.99
7 (4÷5)	48.8 %	58.7	62.2	63.9	64.6

他の中核 8 都市との比較(別表 6)

使用料は低い方で、処理原価も中位、しかも維持費は最も低く、資本費も普及率の上昇スピードから考えると低い部類に属する。

浜松市下水道事業の損益状況は、財政状況とは逆に他の中核 8 都市の中では、頑張っていると云えますが、現在の財政状況を改善していくためには、もう一段の効率化、合理化が望まれる。

(別表 6) 中核 8 市 使用料単価と処理単価の比較

(単位 円と%)

市名	施行日	使用料単価	処理単価計	維持費単価	資本費単価	使用料 / 処理単価
浜松市	H.8.7.1	109.57 (3)	169.56 (4)	56.67 (2)	112.89 (4)	64.6 (4)
静岡市	H.8.4.1	131.47 円	205.87 円	55.36 円	50.50 円	63.9%
豊橋市	H.7.3.1	140.49	158.54	66.03	92.51	88.6
岐阜市	H.10.4.1	98.43	128.30	61.77	66.53	76.7
長野市	H.9.4.1	147.85	297.55	58.99	238.56	49.7
金沢市	H.10.4.1	122.68	226.39	61.18	165.21	54.2
堺市	H.6.4.1	112.52	220.13	97.05	123.08	51.1
鹿児島市	H.9.4.1	95.07	137.88	57.85	80.03	68.9

資料 - 地方公営企業年鑑より中核都市で下水道事業に浜松市と同様、地方公営企業法に基づく企業会計制度を採用している 8 都市の平成 10 年度資料 (但し、浜松平成 11 年度)

年次比較損益計算書（別表7）

（単位：百万円）

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
営業収益 (1)	(5,618)	(6,665)	(7,319)	(7,689)	(7,814)
下水道使用料	3,630	4,667	5,260	5,531	5,690
雨水処理負担金	1,988	1,998	2,059	2,158	2,123
営業費用 (2)	(5,603)	(5,940)	(6,436)	(6,793)	(6,886)
管 費	194	231	236	246	249
ポンプ場費	477	477	484	486	482
浄化センター費	1,161	1,181	1,204	1,181	1,136
業務費	273	265	265	270	275
流域処理負担金	1,045	1,123	1,169	1,276	1,238
総 係 費	239	254	369	321	382
減価償却費	2,180	2,373	2,610	2,809	3,054
資産減耗費	31	34	95	200	67
営業利益 (1-2) (3)	14	725	882	896	928
営業外収益 (4)	(4,674)	(4,229)	(4,291)	(4,345)	(4,396)
受取利息配当金	3	3	4	4	1
国庫補助金	22	37	54	53	32
雑 収 益	40	47	47	73	62
他会計補助金	4,608	4,141	4,185	4,213	4,299
営業外費用 (5)	(4,688)	(4,954)	(5,173)	(5,241)	(5,324)
支払利息及び企業債取扱諸費	4,674	4,931	5,110	5,170	5,282
雑 支 出	14	23	62	71	41
経常利益 (3+4-5)	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
基準内補助金	854	912	1,069	1,170	1,248
当年度欠損金	3,754	3,229	3,116	3,043	3,051

他会計補助金は市が下欄の基準内補助金 + 当期欠損金を補填しているもの

第2章 外部監査の概要

1. 外部監査対象

浜松市下水道事業の平成11年度決算並びに管理運営について

2. 外部監査対象期間

平成11年度(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

3. 外部監査の方法

(1) 外部監査の着眼点

1. 浜松市が欠損金を一般会計より補填している下水道事業の決算及び会計処理が「浜松市下水道事業部会計規程」に準拠して適正に行われているか。
2. 総資産の9割以上を占める固定資産の管理は適正になされているか。
3. 受益者負担金の賦課及び計上が適正になされているのか。
4. 薬品の管理に問題がないか、受払記録、保管状況が適正に行われているか。
5. 委託業務の検討と委託推進をどのように進めているのか。
6. 「浜松市第4次総合計画(第2次推進計画)下水道事業財政計画」を行っていくと、独立採算が可能なのかどうか、また、企業債の償還財源の確保ができるのかどうか。

(2) 主な監査手続

1. 決算及び会計処理並びに実務手続きが、浜松市下水道事業会計規程、条例等に準拠して行われているか検討
2. 決算残高と総勘定元帳、補助元帳、固定資産台帳、合計残高試算表、資産増減明細表、科目明細表等の内容検討及び照合、集計突合
3. 土地台帳と全筆土地登記簿謄本との照合
4. 調査科目に関する関係者への質問、説明、回答及び関係資料の作成と入手
5. 経営分析(年次比較、経営比率、他中核都市との比較)
6. ポンプ場、浄化センター、水質検査室の現地視察及び現況調査

4. 外部監査の実施期間

平成12年6月1日より平成13年2月28日まで

第3章 外部監査の結果

浜松市下水道事業の平成 11 年度の監査を実施した結果は次のとおりである。

まず、総資産の殆どを占める固定資産の管理を整備すること、これによって減価償却費計算も是正される。また、その他問題事項の改善に努め、企業会計基準及び下水道事業会計規程に準拠した会計処理を行い、適正な決算を実施されたい。

下水道事業の財政及び損益の健全化のために、コストの削減、委託業務への推進、給与規定の見直し等自助努力を行い、他方、受益者負担による収益の確保も検討されたい。

1. 有形固定資産の管理について

(1) 構築物、機械及び装置について

概要

下水道事業の総資産 2,341 億円のうち有形固定資産は 2,018 億円(86%)を占めている。「浜松市下水道事業会計規定」の第 8 章に固定資産について規程がなされている。

監査手続

有形固定資産のうち特に多い「構築物」(管渠) 1,749 億円と「機械及び装置」210 億円について、「会計規程」に準拠して会計処理がなされているか検討した。

結果

「下水道会計規則」の第 15 条で固定資産台帳を整備すること、また、第 17 条にて、「総勘定元帳その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない」規程があるが、実施されていなかった。

平成 11 年度、構築物、機械及び装置の貸借対照表に計上されている決算残高は、前年度繰越額に当年度の資産増減額を加減して算出している。

固定資産台帳はあるが、台帳から計算され作成されたものではなく、決算残高(総勘定元帳)との照合はされていない。(過去に一度も照合されていない。)「構築物」「機械及び装置」の決算残高の個別内訳明細はなく、内容を確認する方法は、毎年度の資産増減明細表を遡っていくことになる。

監査人は、監査時点の固定資産台帳と決算残高(総勘定元帳)との照合するため十数冊の固定資産台帳を全件コンピュータに入力し、計算を行った結果は別表のとおりである。

「構築物」 監査人が実施した固定資産台帳集計表

(単位:百万円)

区 分	取得価額	期首簿価	期末簿価	11年度償却額
管 渠 1	12,206	11,170	11,260	155
管 渠 2	61,737	48,504	54,032	834
管 渠 3	34,054	30,971	31,145	460
管 渠 4	12,941	10,747	11,487	122
管 渠 5	11,808	9,230	10,540	111
管 渠 6	19,450	15,621	17,095	163
管 渠 7	4,878	4,211	4,134	77
ラベル記載なし	11,621	9,604	9,564	115
処 理 設 備 ほか	7,498	6,127	6,048	79
その他の構築物	1,381	998	1,002	18
固定資産台帳合計	177,574	147,183	156,307	2,134
決 算 書 残 高	195,500	161,614	174,964	2,324
不 一 致 額	-17,926	-14,431	-18,657	-190

「機械及び装置」 監査人が実施した固定資産台帳個別集計表

(単位:百万円)

区 分	取得価額	期首簿価	期末簿価	11年度償却額
機 械 設 備	14,848	10,456	12,235	246
電 気 設 備	6,798	4,435	4,925	112
ポ ンプ 設 備	2,897	1,955	2,054	41
汚 水 ポ ンプ	955	798	820	24
流 量 計	67	27	43	3
内 燃 設 備	952	451	446	5
そ の 他	253	198	189	9
固定資産台帳合計	26,773	18,323	20,715	441
決 算 書 残 高	26,929	18,470	21,025	435
不 一 致 額	-156	-147	-310	6

決算残高と固定資産台帳残高の不一致の原因は、工事課より完成報告を受けた後の事務処理がなされていなかったためと思われる。

資産増減明細表は決算期末に作成されているが、同時に固定資産台帳の作成記帳がされていなかったのは、総勘定元帳(決算残高)と台帳との照合を実施していなかったからである。

また、固定資産台帳の記載形式が、昭和43年に公営企業法適用時に作った手書き形式の台帳であり、手計算で集計する事務量と煩雑さは大変なものであり改善すべきである。

【不一致額の調査】

決算残高（総勘定元帳）と固定資産台帳残高を照合した結果、不一致額が多額のため、台帳と資産増減明細表の5年分（平成7～11年度）の調査を依頼した。

調査結果は次のとおりですが、不一致額は減少したものの解明できない不明分が残った。

（監査人差額 構築物、機械 18,967 百万円 5年分調査差額 18,731 百万円）

	資産区分	資産増減明細表	台帳	差額修正	償却費調整	修正現在価額
平成7年度	構築物	12,771	7,820	4,951		
	機械及び装置	1,612	1,574	38		
	車両運搬具	0	0	0		
	工事器具及び備品	1	1	0		
	合計	14,384	9,395	4,989	263	4,726
平成8年度	構築物	12,630	12,628	2		
	機械及び装置	1,082	1,082	0		
	車両運搬具	13	13	0		
	工事器具及び備品	3	3	0		
	合計	13,728	13,726	2	0	2
平成9年度	構築物	12,357	11,854	503		
	機械及び装置	2,552	2,552	0		
	車両運搬具	1		1		
	工事器具及び備品	1	1	0		
	合計	14,911	14,407	504	10	494
平成10年度	構築物	15,192	6,413	8,779		
	機械及び装置	1,403	1,336	67		
	車両運搬具	1	1	0		
	工事器具及び備品	13	0	13		
	合計	16,609	7,750	8,859	119	8,740
平成11年度	構築物	15,718	11,290	4,428		
	機械及び装置	3,210	2,855	355		
	車両運搬具	1	1	0		
	工事器具及び備品	0	0	0		
	合計	18,929	14,146	4,783	0	4,783
5年度分合計		78,561	59,424	19,137	392	18,745
台帳計算修正						700
合計修正資産額		78,561	59,424	19,137	392	19,445

(2) 建設仮勘定について

概要

「下水道事業会計規則」には、建設改良工事は、建設仮勘定を設けて処理し、工事が完成した場合、建設仮勘定の精算を行い、適時固定資産へ振替を規程している。

監査手続

平成 11 年度末の建設仮勘定残高、105 億 82 百万円のうち昭和 59 年度から平成 9 年度までに支出した工事について関連資料等により内容を検討、質問し回答を得た。

結果

1. 昭和 59 年施工 四ツ池雨水幹線管渠工事 4 百万円は、上島 6 丁目内の高林バイパス工事に伴いバイパスを横切る雨水管を埋設したが、その前後の接統計画がなくなったため使用していない。すでに 16 年経過しており、今後の使用見込みはないとの回答から除却処分すべきと考える。
2. 供用開始されていたが、固定資産に未振替の工事

(単位:100 万円)

起工年度	竣工年度	工 事 名	金 額
平成 4 年	平成 8 年	馬込第 17 処理分区枝線管渠築造 (その 10)	4
平成 6 年	平成 10 年	浜名第 8 処理分区枝線管渠築造 (その 3)	7
平成 8 年	平成 11 年	庄和处理分区枝線管渠築造 (その 2)	6
平成 8 年	平成 11 年	同 上	5
平成 9 年	平成 10 年	佐鳴第 3 - 1 処理分区枝線管渠築造 (その 1)	2
		合 計	26

上記の 5 件の各累積減価償却費の合計額は、42 万円と微少である。

「下水道事業会計規程」には工事完了後は、精算し適時固定資産に振替えるべく規程されている。毎年年度末に工事完了か、否か工事部門と確認し適正に処理すべきである。

また、工事内容をよく検討して、廃棄とすべきもの等適正な会計処理を毎期年度末に必ず行うことが必要である。

(3) その他の有形固定資産について

「構築物」「機械及び装置」以外の建物、車両運搬具、工具器具備品についても固定資産台帳との照合を行ったが、不一致であった。

固定資産台帳と現物との照合も過去実施したことがなかったため、監査時点で車両運搬具、工具器具備品について現物との照合を実施した結果、すでに廃棄されたもの、不明なものが発見された。

(結果の意見)

以上の結果、下水道事業の平成 11 年度決算書の貸借対照表に計上されている有形固定資産の期末残高は、適正であるとの最終確認はできなかった。

有形固定資産の管理は、正規の帳簿によって管理、計算され下水道会計規程に従って処理されなければならない。

下水道事業会計での有形固定資産の保有、管理、運営は最重要事項である。

固定資産台帳の整備を一日も早く行い貸借対照表に計上される決算期末残高と一致させなければならない。

下水道事業の損益状況に大きく影響する事項であり、また、欠損について市の一般会計より補填を受けており、今後の速やかな改善が望まれる。

(4) 減価償却について

監査手続

「下水道事業会計規程」にて、固定資産の減価償却は、定額法により取得の翌年度から行うとある、定めに従って償却計算がなされているか、また、耐用年数が適正であるか検証した。

結果

有形固定資産のうち建物の耐用年数の適用に一部誤りがあった、また、平成 11 年度の減価償却費の計算は、概算 146 百万円 過大となっている。

固定資産の減価償却費の計算は、定額法といえども、個々の資産を管理している正規の固定資産台帳から計算すべきものである。

現在の下水道会計で行っている減価償却費の計算方法は、固定資産台帳からではなく、[別表「平成 11 年度減価償却計算表」](#)の計算方法である。

この方法は、定額法で償却開始は、翌年度からという規程から、前年度繰越分については、償却額は同額であり、これに前年度(平成 10 年度)の資産増加額をプラスして、(平成 10 年度)で償却済み資産と当年度(平成 11 年度)で除却した資産の償却額をマイナスして算出する方法である。

固定資産台帳とは離れた償却計算であるため、決算末資産残高との照合にて償却計算の妥当性を確かめるために別表「[貸借対照表との照合表](#)」を作成した。

この照合方法は、平成11年度の貸借対照表に計上されている償却資産の「期首残高」と平成11年度の「償却計算の資産残高」から当年度(11年度)の除却資産を控除した金額と一致しなければならないという。

結果は、「別表」不一致であった。

不一致金額の調査「別表 平成11年度 決算違算調整表」

平成8年度の償却計算では貸借対照表の期首残高と一致していた。

不一致額は、9年度、10年度で発生したもので解明されたが、平成11年度の修正時に、マイナスとすべきところを、プラスとしたため2倍の差額となった。

平成11年度の償却計算にはマイナス プラスの間違った資産の償却は、中止したが、9年度、10年度の違算の資産は、そのまま償却計算がなされている。

従って、「[別表 概算償却計上過大分](#)」償却費は154百万円の過大となっている。

平成11年度減価償却計算表

(単位：百万円)

資産区分	前期繰越分		平成10年度増加分		平成10年度償却済		調整分		小計		平成11年度除却分		平成11年度償却費	
	資産額	償却費	資産額	償却費	資産額	償却費	資産額	償却費	資産額	償却費	資産額	償却費	資産額	償却費
建物	3,028	45	0	0	0	0	0	0	3,028	45	-6	0	3,034	45
構築物	147,903	2,110	15,191	217	0	-2	1,462	0	164,556	2,325	-42	-1	164,598	2,324
機械及び装置	17,917	421	1,402	30	0	-13	852	-2	20,171	436	-219	-2	20,390	435
車両運搬具	14	3	1	0	0	0	0	0	15	3	0	0	15	3
工事器具及び備品	10	2	13	1	0	0	-12	0	11	3	0	0	11	3
建設仮勘定	9,002	0	352	0	0	0	-1,570	0	7,784	0	0	0	7,784	0
計	177,874	2,581	16,959	248	0	-15	732	-2	195,565	2,812	-267	-3	195,832	2,810

貸借対照表との照合表

(単位百万円)

資産区分	平成11年度		差額	調整額		調整額計
	期首簿価	9・10年度		11年度		
建物	3,028	3,028	0	0	0	0
構築物	161,614	164,556	-2,942	1,462	1,462	2,924
機械及び装置	18,470	20,171	-1,701	852	852	1,704
車両運搬具	15	15	0			0
工事器具及び備品	35	11	24	-12	-12	-24
建設仮勘定	10,925	7,784	3,141	-1,570	-1,570	-3,140
計	194,087	195,565	-1,478	732	732	1,464

< 本来 金額は一致する >

概算償却費計上過大分

(単位：百万円)

平成9年度分		平成10年度分		平成11年度分		合計
償却対象	償却費	償却対象	償却費	償却対象	償却費	償却費
1,462	26	1,462	26	1,462	26	78
0	0	852	38	852	38	76
(計)	26	(計)	64	(計)	64	154

平成 11 年度決算違算調整分

(単位百万円)

資産区分	平成 9 年分	平成 10 年分	平成 11 年分
構築物	1,462	0	1,462
排水設備	1,521	0	1,521
処理設備	-59	0	-59
その他構築物	0	0	0
機械及び装置	-6	858	852
電気設備	0	231	231
機械設備	-26	624	598
内燃設備	0	0	0
ポンプ設備	36	0	36
その他機械装置	-16	3	-13
車両運搬具	0	0	0
工事器具及び備品	-12	0	-12
建設仮勘定	-1,571	0	-1,571

上記の発生原因

資産区分	対象年度	内容
排水設備	平成 9 年度分	建設仮勘定よりの過剰振替 (平成 9 年度中供用分以外のもの) *減価償却費の計上もれ 受贈より振替分、雨水負担分減価償却費入力ミス 除却資産額の誤入力 (残存価格ではなく取得価格を入力したため) 違算調整した資産額が、固定資産増減明細表に反映されていなかったため
処理設備	平成 9 年度分	除却資産額の誤入力 (残存価格ではなく取得価格を入力したため) 負担区分率 (汚水・公費) の修正のための調整分
電気設備	平成 10 年度分	資産計上の重複
機械設備	平成 9 年度分 平成 10 年度分	違算調整した資産額・減価償却費が、固定資産増減明細表に反映されていなかったため 資産計上の重複及び減価償却費の誤入力 違算調整した減価償却費が、固定資産増減明細表に反映されていなかったため
ポンプ設備	平成 9 年度分 平成 10 年度分	工事勘定からの資産計上もれ 建設仮勘定よりの過剰振替 (平成 9 年度中供用分以外のもの) 9 年度分減価償却費の重複計上
その他機械装置	平成 9 年度分 平成 10 年度分	建設仮勘定よりの振替もれ 除却資産額の誤入力 (残存価格ではなく取得価格を入力したため) 違算調整した資産額・減価償却費が、固定資産増減明細表に反映されていなかったため
工事器具及び備品	平成 9 年度分 平成 10 年度分	除却資産額の誤入力 (残存価格ではなく取得価格を入力したため) 違算調整した減価償却費が、固定資産増減明細表に反映されていなかったため
建設仮勘定	平成 9 年度分	過剰振替 (平成 9 年度中供用分以外のもの)

また、建物の耐用年数が平成 10 年度に改訂されたが、従来のまま償却計算を行ったため 8 百万円の償却不足となった。

適正な償却計算をするためには「会計規程」に定められた、正規の帳簿（固定資産台帳）を作成し決算末には、総勘定元帳と照合し、資産管理と連動した償却計算を行うことが必要である。

(5) 受贈資産の減価償却について

概要

下水道事業の有形固定資産の償却計算をする場合に国庫、県等の補助金の伴う設備投資は、料金原価を引き下げる目的の補助金として、当該固定資産のうち補助金相当額は、償却の対象とせず除外して計算することになっている。

現在、浜松市下水道事業で受贈資産が発生する場合は、市の他部門、市建設公社、土地区画整理組合、また、都市計画法に基づく開発行為により市道部に設置した管渠を引き継ぐものが主なものである。

結果

平成 11 年度末の受贈資産の総額は、70 億 40 百万円（取得価格）あるが、すべて償却の対象として現在償却計算を行っている。

最近 5 年間の受贈資産の内容を検討した結果、料金を引き下げる目的のものがどうか検討を要する受贈資産があると考ええる。

検討を要する受贈資産

(単位百万円)

年度別	贈与先	受贈額	所在地
平成 8 年度	市他部局	230	浜松市都田町
同上	土地区画整理組合	258	浜松市有玉西町
平成 11 年度	浜松市建設公社	214	浜松市大人見町

受贈資産のうち国、県等補助金と同等と見做されるか否か判断規程を定めて、受贈資産の管理をする必要があると考ええる。

(6) 土地の管理について

概要

下水道事業が所有している土地が、貸借対照表に正しく計上されているか、その管理が適切になされているか調査した。

浜松市下水道事業会計規程では、土地、建物は、第 101 条にて、常に最良の状態にて使用できるよう適切な管理をしなければならないとある。

また、現物管理がどのようになされているか、貸借対照表に計上されている土地の決算末残高が妥当な金額であるか検証した。

監査手続

土地台帳と土地の現物照合は、過去一度も行ったことがないと云う状況から、土地の管理をしている土地台帳と浜松市下水道事業の名義の土地登記簿謄本を全件取り寄せ地積と実在性の照合をした。また、土地売買契約書及び関係書類によって金額が適正であるか、現在の使用状況について、その管理が適切に行なわれているかを検証した。

結果

土地台帳は、昭和 34 年に下水道事業が開始されたときからの手書きの台帳にて記帳及び管理されている。

今回の監査のために、土地の地積明細表の作成を依頼し、これも参考にした。

1. 土地台帳の地積と登記簿謄本とに差異のあったもの

昭和 55 年度に取得した上島雨水ポンプ場の土地 13 筆は、登記簿上の地積ではなく実測で購入した。実測地積 2,991 m²に対して登記簿地積 2,877 m²であり、土地台帳には、実測地積で計上されているが、登記簿地積は、そのままとなっているので、114 m²は、未登記となっている。「下水道会計規程」第 100 条に固定資産を取得した場合において、登記及び登録を要するものがあるときは、直ちにその手続きをしなければならないと規程されている、登記手続きをすべきである。

昭和 38 年度に取得した中ポンプ場の土地の一部 馬込町 220.82 m²は、昭和 42 年分筆 (131.3 m²と 87.52 m²) し、昭和 43 年度に第三者と交換した。契約書によると、87.52 m²のうち 67.99 m²を等価交換し、差額金 168,240 円は、下水道事業部が売買代金として取得した。

土地台帳は、地積及び一部売却した土地の価額も訂正されていない。土地台帳は 21.53 m²多く、また、貸借対照表の平成 11 年度末土地残高は、168,240 円過大である。

2. 下水道部では未使用となっているもの

所在地 浜松市遠州浜一丁目 681-2 212.25 m²のうち、198.38 m²を現在、浜松市住宅課に貸与している。貸与期間は、平成 9 年 7 月に住宅課から占用許可申請を受けて、平成 12 年 11 月末迄となっている。使用状況は、市営遠州浜団地公共賃貸住宅駐車場として使用されている。

住宅課より移管の申請が平成 4 年度にあったが、同土地の一角にポンプが埋設されており、将来、処理水量が増加した場合には、ポンプ場として使用する可能性があるため移管できないとの回答をしている。

現在、同土地は無償貸与であるが、第三者への貸与であり、有償とするべきである。

3 . ポンプ場の底地が賃貸土地であるもの

下水道部の村櫛ポンプ場のある所在地 浜松市村櫛町 3 8 0 5 番 3 の一部 100.12 m²の土地を、所有者 浜松市村櫛自治会と平成 4 年度より土地賃貸契約をしている。

土地の賃貸契約書によると、賃貸期間は、貸付地がポンプ場及びこれに付帯する施設の用に供している期間となっている。

また、借地権譲渡の禁止、譲渡した場合の継承の責任等の条文が規程されているが多くの浜松市民が下水道のサ - ビスを受けており、ポンプ場の重要性から考えて、市が、同土地の所有者（村櫛自治会所有）から譲渡を受け、管理運営することが望ましい。

2 . 受益者負担金について

(1)概要

受益者負担金は、下水道事業区域内の土地の所有者が受益者となり、宅地及び田畑、山林等すべての土地が対象となる。また、受益者負担金の負担率は、市条例により下水道事業費の 5 分の 1 と決められている。

賦課が「受益者負担に関する市条例」に従って適正になされているか。

(2)監査手続

負担金の賦課及び計上の時期が妥当かどうか、また、回収状況について検証した。

(3)結果

1. 賦課について

受益者負担に関する条例によると、事業を施行する場合には、負担地域と負担金額を公告し、公告の日現在の賦課対象区域の受益者に負担金を賦課するための申告書を受益者に送付する。

受益者は同申告書の内容を確認し、下水道部に提出すると、負担金決定と負担金納入通知書が送付され負担金が納付される。

負担金の計上時期は、受益者により申告書が下水道部に提出され納入通知書が発行された時点で計上される。

2. 監査人が、賦課のために送付した申告書の提出状況を調査した結果、次のとおりであった。

平成 12 年 3 月 31 日現在

発送件数	提出件数	未提出件数	未提出概算額(H12.10末)
7,622	5,176	2446(32%)	436 百万円

平成 12 年 3 月 31 日現在の未提出 2,446 件の負担金の合計額は、デ - タ - 保存がなく算出できず、平成 12 年 10 月末現在の推定計算で、全件 賦課されると仮定すれば、436 百万円が未処理となっている。

未提出件数 2,446 件の発行年度別の内訳明細を依頼したが、コンピュータ - 処理上で発行時の区分指示をしていないため年度別明細は不明との回答であった。

未処理件数は、毎年 400 件程度増加しているとのこと、2446 件は 6 年度分に相当する件数である。

未提出 2,446 件の調査を速やかに実施し、本来、賦課すべきでない土地所有者と受益者負担金を負担すべき者を区分確定し、該当者は、市条例に従って賦課すべきである。

「市条例施行規程」は、台所、洗面所等の雑排水については、供用開始から 3 ヶ月以内、また、汲み取りは、3 年以内に申告書の提出がなければ、負担金の認定ができると明記されている。

3. 分割支払いの計上時期について

負担金の支払方法は、5 年分割、1 年一括、全額一括の方法がある。現在下水道会計の負担金の計上方法は、分割払いの場合は、収入時点 すなわち現金主義を採用しているが、企業会計のうえから発生主義に変更すべきである。

平成 11 年度の負担金を発生主義による計上基準で計算すると、249 百万円の負担金が未計上となっている。

現金主義による平成 11 年度下水道会計の負担金計上額は、11 億 17 百万円であった。

4. 回収について

平成 11 年度末の負担金の未回収金額は、22 百万円である。

年令調べを行った結果、平成元年～5 年 11 百万円 平成 6～11 年 11 百万円となっている。当年度の債権放棄された債権は、44 万円であった。

3. 薬品の管理について

(1) 水質検査用の薬品管理について

1. 概要

下水道部で行う水質検査は、一部を外部委託しているが、大部分は中部浄化センター内にある水質検査室で行っている。

水質検査用の薬品の、平成 11 年度の年間購入額は、少額であるが、薬品の中には毒物及び劇物に指定されているものも含まれており、取り扱い如何によっては重大な事故を誘発する危険があり、薬品管理の体制が確立されていることが必要である。

2. 監査手続

薬品管理の安全性に視点をあて、外部者の侵入防止、保管状況、薬品の使用者と使用時における受払管理について調査した。

3. 結果

外部者の侵入防止について

外部者の侵入防止については、薬品は独立した保管室に保管してあり保管室は水質検査室の一角に位置し室員の目に触れることはなく保管室に侵入することができず、特に問題は見受けられなかった。

薬品の保管状況

薬品は保管室に保管されている。薬品の種類は全部で 199 種類であったが、使用中のものは、24 種類で他の 175 種類は、6 年前に水質検査を一部外部委託した際使用しなくなったもので、今後も使用する予定のないものである。

薬品の保管状況は、毒物、使用不使用の区分がなされず、保管室の鉄庫、戸棚、棚に保管されていた。

まず第一に使用中の毒物は鉄庫に入れ施錠して保管すべきである。次に使用しなくなった薬品は速やかに処分することである。

< 監査日現在不使用の薬物及び劇物の在庫 >

『毒物及び劇物取締法』により規定されている

毒物・・・薬品在庫 12種類(鉄庫) 保健所に届出が必要 4種類

劇物・・・薬品在庫 21種類(戸棚) 医薬品以外で毒性を有し法律
で指定される物質

< 監査日現在 使用中の劇物 (4種類) >

薬品名	級	容量	未開封	開封済	在庫計	保管場所
塩酸	特級	500mL	20	1	21	戸棚 大
フェノール	特級	500g	12	1	13	戸棚 大
硫酸	特級	500mL	6	1	7	戸棚 大
カセイソーダ	特級	500g	2	1	3	戸棚 大

薬品在庫及び受払管理

現在、薬品について受払記録はなされていない。また、在庫の棚卸しも行われていない。使用薬品は、24種類と少なく、全薬品の帳簿による受払記録の作成が望ましい。また、定期的に実地棚卸を行い、在庫金額は少額でも年度末には在庫リストを作成し管理状況の報告をすべきである。

薬品の使用者と責任者

現在 薬品の使用者は、水質検査室の6名の職員に限られている。薬品が必要な時に各職員は、その都度保管室から必要薬品を出庫して使用している。

薬品の保管に関する責任者は決められていなかった。薬品の中には毒物もあり、使用責任者による管理体制が必要である。

(2) 汚水処理用の薬品管理について

1. 概要

4カ所の処理場にて、汚水処理用の薬品を使用している。毒性、危険性はない。

使用薬品は下記の4種類である。

次亜塩素酸ソ - ダ - 、高分子凝集剤、気泡助剤、ポリ塩化アルミニウム

2. 結果

保管場所は、各処理場とも専用のタンク、容器にて保管場所を決めて保管しており、保管状況については特に問題はない。

在庫管理は、常時タンク、メ - タ - の目盛りで把握しており、受払記録、在庫の棚卸しは行っていない。

従って、平成11年度末の在庫は計上していない。金額は135万円であった。

在庫管理としての受払記録は、特に必要はないと思うが、決算末在庫は、資産として計上すべきである。

4. 一般会計からの繰入金について

(1) 概要

下水道事業には、地方公営企業法等に基づき一般会計から繰入れされている負担金収入と同法には基づかない、それ以外の負担金収入としての繰入金がある。

下水道事業で発生する経費を「雨水処理に要した経費」と「汚水処理に要した経費」及び「その他公費負担経費」に区分することになっている。

経費の区分は、「浜松市公共下水道事業に対する一般会計からの繰出基準」の規程に従って区分され、配賦計算される。

平成 11 年度の経費の区分計算を検討した結果、規程に従い計算されており、区分算定基準に従って設定する「配賦率」も適正であった。

雨水処理に要した経費は、一般会計から負担されるべきものであり、これに基づき平成 11 年度は、一般会計より繰入がなされている。

(2) 結果

平成 11 年度の雨水処理に要する経費の負担は、一般会計から「雨水処理負担金」として「営業利益」に計上されている（21 億円）。

汚水処理に要する経費は、本来、下水道使用料によって負担すべきものであるが、その負担できない不足額を一般会計から「他会計補助金」として「営業外収益」に繰入を行っている（42 億円）。

この繰入額の内容を分析すると、公費負担とすべき経費に対する繰入分も含まれており、平成 11 年 4 月、自治省通知「平成 11 年度の地方公営企業繰出金について」による基準を適用すると公費負担すべき経費分が、平成 11 年度の「他会計補助金」42 億円のうち、12 億円が含まれており、本来、雨水処理負担金と同様に処理すべきものであった。

従って、汚水処理に要した経費負担の不足額（繰入額）は、30 億円となる。

この繰入額は、下水道事業の実質欠損金である、一般会計から繰入れして欠損金補填しているが、この繰入補填は、地方公営企業法等の裏付けのない繰入金で法的根拠はない。浜松市市議会で承認可決され繰入れされていることから合規性と考える。

この一般会計からの欠損金補填を解消するためには、下水道事業の経費削減、効率化、合理化等の一層の努力が必要である。

下水道事業の現在の財政状況及び損益状況は、極めて厳しく、今後の財政改善と収益確保のためには、同時に受益者の使用料についても検討すべきものと思われる。

5. 委託業務について

(1) 概要

浜松市下水道契約規程では、下水道部に関する売買、貸借、請負その他の契約については浜松市契約規則の規程を準用すると定められている。

下水道部の平成10、11年度の委託業務は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

区 分		平成10年度		平成11年度	
		金額	構成比 /	金額	構成比 /
管 渠 費	決算額	247		249	
	うち委託料	32	13.0%	37	14.9%
ポ ン プ 場 費	決算額	486		483	
	うち委託料	28	5.8%	28	5.8%
浄化センター費	決算額	1181		1137	
	うち委託料	129	10.9%	151	13.3%
業 務 費	決算額	271		275	
	うち委託料	148	54.6%	150	54.5%
総 係 費	決算額	321		382	
	うち委託料	2	0.6%	2	0.5%
計	決算額	2506		2526	
	うち委託料	339	13.5%	368	14.6%

平成10、11年度とも委託料の比率は、13.5%～14.6%である。業務費の委託料は、上水道部に使用料徴収業務を委託している149百万円が殆どである。浄化センターの委託費には、平成10年に瞳ヶ丘、平成11年度に湖東センターの委託料の増加がある。

(2) 結果

平成10、11年度に外部委託した2浄化センター（瞳ヶ丘、湖東）の委託料について検討した。浜松市の予定価格は独自のものはなく、(社)日本下水道協会が公表する予定価格を参考にしている。これは外部委託業者も知ることができるもので、この公表価格の内容を検討した。

浜松市は平成11年度現在、浄化センター4、ポンプ場8計12ヶ所のうち外部委託は5ヶ所である。他都市に比べて委託率は低く、今後、下水道普及率は低くなり、維持管理が主業務となることを考えると委託をどう推進するのか、仮にした場合にどうなるのか試算をした。

予定価格算定基準について

浜松市契約規則第9条「予定価格の作成」は、入札に付する事項の価格は当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を作成することと定めている。

現在 下水道部は、予定価格算定のための基準はなく、(社)日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領 終末処理場、ポンプ場施設編」を参考にしている。

「同要項」の予定価格の内容を検討した結果
直接業務費にプラスされる「経費」が4種類ある。

直接業務費	100.0%	特に諸経費
		「一般管理費」の内訳に含まれているもの
1.直接費経費 = 直接業務費 の	5.5%	1.株主配当金
2.技術経費 = 同 の	5.0%	2.役員賞与
3.間接経費 = 同 の	23.5%	3.役員報酬
業務原価	133.5%	4.交際費
4.諸経費 = 業務原価 の	20.0%	5.寄付金
合計 = 直接業務費換算	160.2%	

最終予定価格は、直接業務費の1.6倍となる計算である。間接経費23.5%及び諸経費の20%の率は、他の業務の予定価格に比べて高率である。特に諸経費は利益そのものと云える。

浜松市下水道部の予定価格調書は上記の経費率で算定している。近隣各都市の下水道部に確認したところ、「要領」は参考程度とし、管理実績をもとに委託設計書を作成している。また、独自の基準を設けている事実もある。外部委託料の削減のためには、浜松市下水道部の独自の予定価格設定基準を作成する必要がある。

年間契約について

施設課では、汚泥運搬業務等、委託業務について「年間契約」を行っている。この年間契約について内容を調査した結果、平成 11 年度の契約件数は、27 件で契約金額は、78 百万円であった。27 件の契約について、平成7年度から平成 11 年度の 5 年間に契約額が 5%以上増加しているものが 5 件あった。その増加原因は、委託業務の対象範囲を拡大したもの等、適正なものであった。

また、「消防用設備保守点検業務」の委託契約は、随意契約を行っていたが予算額からも、また、随意契約する特別の理由もないことから「浜松市下水道契約規程」に従って、指名競争入札によるべきと考える。

処理場及びポンプ場の外部委託状況について

1. 浜松市と他の中核都市との比較

	浜松市	静岡市	豊橋市	岐阜市	長野市	金沢市
処 理 場 数	4	3	3	3	1	4
外 部 委 託 数	2	0	1	0	1	2
処 理 場 職 員 数	59 人	75 人	4 人	45 人	12 人	30 人
1 処 理 当 り 職 員 数	30 人	25 人	21 人	15 人	-	15 人
ポ ン プ 場 数	8	2	13	2	3	9
外 部 委 託 数	3	2	9	0	3	2
ポ ン プ 場 職 員 数	37 人	2 人	9 人	1 人	1 人	3 人
1 ポンプ場当り職員数	7 人	-	2 人	0.5 人	-	0.5 人

1 処理場当りの職員数、1 ポンプ場当りの職員数ともに他市に比べて多い。処理場及びポンプ場の規模の大小があり、一概に比較はできないが、浜松市の外部委託状況及び自主運営ともに効率化、合理化の検討が必要と考える。

2. 浜松市下水道「処理場の現業人員状況」

処理場は、中部浄化センターに集中している、管理職、庶務、水質検査、技術者等の 16 名を除き「現業職員 41 名、昼間、昼夜間交代勤務」である。

水 処 理 班 昼...3 名 昼夜間勤務...3 名 × 5 班 = 15 名体制
 汚 泥 処 理 班 昼...3 名 昼夜間勤務...4 名 × 5 班 = 20 名体制

3. 浜松市下水道「ポンプ場の現業人員状況」

中、南、北ポンプ場が、管理職と技術者 2 名を除き 各々10 名で昼夜の運転監視を交代勤務「現業職員 30 名」である。

2名×5班×3ポンプ場=30名体制

処理場及びポンプ場ともに5班体制を4班体制に効率化することによって、13名の合理化が可能である。

外部委託業務に切替えた場合の試算

瞳ヶ丘、湖東処理場は、すでに外部委託業務に切替えられている、現在の他の処理場も同じ条件で外部業務委託した場合の単純な比較計算を参考のため試算した結果、233百万円の経費削減となる。

瞳ヶ丘・湖東浄化センターの管理委託をする前の人件費

区 分	瞳ヶ丘	湖 東
委託前の職員	3人	3人
人 件 費	27,723	27,723
管 理 委 託 料	20,400	20,230
節 減 金 額 = -	-7,323	-7,493
節 減 率 ÷	-26.41%	-27.03%

* 管理委託による平均節減率 -26.72%

瞳ヶ丘・湖東浄化センターの節減率で計算した施設の管理委託料

区 分	人件費	×	委託料見込
浄化センター費			
管理第一係 25人	231,022	-61,729	169,293
管理第二係 25人	231,022	-61,729	169,293
水質管理係 6人	55,445	-14,815	40,630
小 計	517,489	-138,273	379,216
ポンプ場費			0
中ポンプ場 13人	125,299	-33,480	91,819
南ポンプ場 12人	115,660	-30,904	84,756
北ポンプ場 12人	115,660	-30,904	84,756
小 計	356,619	-95,288	261,331
合 計	874,108	-233,561	640,547

下水道部の職員年齢構成

年齢	人員	年齢	人員	年齢	人員	年齢	人員	他
59歳	8	54歳	5	49歳	5	44歳	6	30代 ... 28名
58歳	7	53歳	5	48歳	12	43歳	8	20代 ... 38名
57歳	6	52歳	9	47歳	5	42歳	6	10代 ... 1名
56歳	3	51歳	6	46歳	6	41歳	5	<u>総人員</u> 190名
55歳	9	50歳	6	45歳	1	40歳	5	
計	33		31		29		30	

外部業務委託に切替えるためには、職員の問題をはじめ、いろいろな問題があると思うが、長期的な計画に基づいて時間をかけて実行することが必要と考える。

4. 下水道事業の管理運営について

(1) 受益者負担金の奨励金について

1. 概要

下水道事業区域内の土地の所有者が受益者となり、市条例により下水道事業費の5分の1を受益者負担金として負担する。

支払い方法は、5年20回の分割支払いが可能で、これを一括支払い、また年一括支払いの場合、奨励金として負担金の割引を行っている。

2. 結果

通常の負担金額は、20万円前後である、下水道事業の始まった昭和40年代には資金回収促進のため、負担金の回収を5年分割を一括納付した場合には、奨励金を支給する方法で回収を図った。

平成11年度の納付状況は、一括支払い率は87%に達し分割納付は13%に過ぎない。

一括納付に対する奨励金は、現在負担金の15%である、平成11年度の一括納付総額は、10億円であるから、割引額の奨励金は1.5億円となる。

負担金20万円が5年分割すべきほど、高額であるかどうかは別として、下水道事業が開始されてすでに40年以上経過した現在、当時の経済情勢とは大きく変わり負担金の一括納付が87%である現在一括が原則で、奨励金15%の割引は検討する必要があると考える。

ちなみに国債、又は金融機関の5年定期預金の金利相当額程度とすれば、現在下水道事業の財政状況は、他市に比べて極めて厳しく、受益者もそれ相応の負担をしなければ長期的な健全化経営の道はますます遠くなりかねない。

(2) 下水道使用料の延滞金について

1. 概要

「浜松市下水道使用料等収入金の延滞金及び督促等に関する規程」には、使用料及び受益者負担金の滞納について、延滞金を徴収すると定めている。

下水道使用料の滞納整理手続

4月1日 検針	4月30日(月末) 納付書発送	5月31日(翌月末) 納期限	6月20日 納期限より20日以内 「督促状」の発送
→	7月5日 停水予告状	8月8日 停水通知書	8月18日 停水執行日

「浜松市税外収入の督促等に関する規則」第2条 督促状の様式として督促状に記載されている文章

注 意

延滞金 料金の外納期限の翌日から納付の日まで期間につき、料金の年 10.95%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。従って、財産差押え中であっても延滞金は計算され徴収されません。

財産差押え 指定期限までに完納されないときは国税徴収法の例により財産差押えの処分を受けることがあります。

2. 結果

平成 11 年度現在、受益者負担金の関しては、滞納について延滞金を徴収しているが、下水道使用料については、滞納しても延滞金の徴収はしていない。上記の滞納整理手続から 4 月 1 日の検針の場合、納期限は 5 月 31 日であり、6 月 1 日以降の納付には、延滞金が徴収されることになる。

平成 11 年度現在の使用料の督促状には、上記規程にて督促状の様式に明記すべきとしている「延滞金」に対する「注 意」の文章は省略され記載されていない。

従って、滞納した場合、延滞金が加算されることが知らされていないことになる。

3. 下水道使用料の延滞金を徴収しない理由

下水道使用料の徴収事務は、現在、上水道に委託している。通常の場合 納期限後の督促状の発送により、上水道の停水時まで使用料を納付するケースが多く、延滞金額が少額（100 円以下）であるためか、上水道徴収部門、金融機関等の延滞金計算の煩雑さに対する問題であるのか、また、他の地方自治体の下水道事業でも徴収している例が少ない等の理由か、いずれにしても明快な回答は得られなかった。

下水道部の規程にて「延滞金」を徴収すること、「督促状」に明記しなければならない「注意」書きが下水道使用料に関しては、実施されていない。

合規性からも、まず徴収手続の問題としてではなく、滞納した場合は、延滞金加算されるということを知すべきである。

次に徴収事務、手続をどうすべきか、徴収コストの計算も検討した上で徴収対象の範囲を決めて規程に従って、徴収することである。

4. 下水道使用料の滞納及び回収について

平成 12 年 3 月 31 日現在の下水道使用料の滞納額 (単位百万円)

	一 般	大口 3 社	合 計 額
過年度平成 10 年度以前	19	84	103
当 年 度 分	80	54	134
合 計 額	90	138	237

滞納債権は、5 年後に消滅時効と定められ、平成 11 年度の時効債権は、使用料及び受益者負担金合計で 122 万円あった。

自動的に債権放棄となる現在の条例は、大口債権にも適用されるとすると問題であり、速やかな回収は元より、時効の延長等他の法律手段も検討して債権の確保をする方法をとることが必要である。

現在、滞納債権(使用料)に対して、延滞金は徴収されていないが、期限を守る者と守らない者が同じ扱いであることは、今後の債権回収に支障となりかねない。

延滞金の徴収の規程がある以上、規程に従って処理すべきである。ただし、その徴収方法は、徴収コストも十分考慮して、徴収範囲を決めればよいと思う。

督促状に期限後の納付は、延滞金の加算があることを、まず明記し、期限を守る者とそうでない者とはっきりさせて、加算方法は、別に検討すればよい。

延滞金の加算額が少額となるとか、計算に煩雑だとか、加算しても回収可能なのか、他に例がない等の問題から、当初より延滞金そのものを、放棄することは許されない。

(4) 下水道職員の給与のうち「特殊勤務手当」について

浜松市下水道部職員の給与に関する規程には、「特殊勤務手当」の規程があり、平成 11 年度「特殊勤務手当」として支給されている項目は下記のとおりである。

1. 施設勤務手当 …… ポンプ場及び浄化センター - に勤務
2. 不快手当 …… ポンプ場、浄化センター - その他に勤務
3. 業務手当 …… 下水道部勤務(1~5 級) 該当者全員
4. 夜間特殊業務手当 …… 深夜勤務
5. 緊急出勤手当 …… 正規外緊急勤務
6. 施設管理手当 …… 施設に住込み維持管理勤務
7. 年始年末勤務手当 …… 12 月 29 日~1 月 3 日

年 度 別	10 年 度	11 年 度
特殊勤務手当	48.8 百万円	47.9 百万円

平成 11 年度 47 百万円の支給内容を検討した結果、業務手当は、下水道部に勤務する職員（管理職を除き全職員に月額給与の 1.5～3.0%）に支給される。これは単なる配属が下水道部であると云うだけの理由で、特殊勤務でも何でもなく他部署から転属すると支給される。また、他部署に移転した時点で中止となる。平成 11 年度に特殊勤務手当として支給された支給項目は、明細規程、24 項目のうち 17 項目ある。

平成 10 年 11 月に静岡県総務部より「特殊勤務手当の是正について」自治省より特殊勤務の特殊性が認められない不適正な支給と思われる事項の整理指針が出され是正廃止を行うよう通達があった。

「自治省整理指針」

1. 名称から判断すると、勤務の特殊性が認められないもの。
2. 技術革新等により、すでに勤務の特殊性が解消されていると考えられるもの。
3. 勤務の特殊性が、給与表等により考慮されていると考えられるもの。
4. 勤務の特殊性は認められるが、支給対象職員、支給条件を個々に限定すべき（月額から日額へ等）と考えられるもの。

下水道事業の平成 11 年度の決算は、約 30 億円の実質欠損金であり、事業の独立採算のできる財政健全化が大きな課題になっている。

自ら経費削減を実行すべき時で、下水道部職員の給与規程の「特殊勤務手当」の全面見直し検討を行い、自治省指針に従って、改善廃止すべきと考える。

第4章 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。